

令和8年度高付加価値なインバウンド観光地づくり事業  
沖縄・奄美エリア 委託業務 質問票への回答①

No 1	
仕様書の項目	4. 委託業務内容(1)⑤ 経済循環調査・分析
質問内容	調査の結果の分析は、受託先が担当する形になるのでしょうか。あるいは昨年度同様に観光庁の委託先が分析を行う形になりますでしょうか
回答	仕様書「4. 委託業務内容」「(1)⑤経済循環調査・分析」として「 <u>域内経済循環・波及効果の調査・分析を行い、得られた結果をマスタープラン改定の検討材料として活用すること</u> 」と記載しているとおり、本事業においては、 <u>調査だけでなくその結果の分析も含めて、受託者（公募で選定された事業者）で行っていただく必要があります。</u>

令和8年度高付加価値なインバウンド観光地づくり事業  
沖縄・奄美エリア 委託業務 質問票への回答②

No 2	
仕様書の項目	9. 業務の再委託について (2) 再委託の相手方の制限について
質問内容	契約② (海外 DMC 招聘 (ツアーB) 委託業務) の再委託費の割合については、事業費全体 50%以下 (約 350 万円) となりますでしょうか。
回答	<p>契約② (海外 DMC 招聘 (ツアーB) 委託業務) 単独の契約金額に対して再委託費を 50%以下におさめる必要はありません。</p> <p>本事業において契約①と②を分けて締結する意図は、国費 (観光庁) 100%の業務 (契約①) と地域負担 (県負担及び現物支給等) を伴う業務 (契約②) とで、財源の管理・執行を明確に区別するという実務上の理由によるものです。両契約は、同一の事業者へ委託するものであり、実質的に一体の業務として取り扱います。</p> <p>したがって、本件においては、契約①と②を合わせて一つの業務委託とみなし、再委託の割合 (仕様書「9. (2) ア 契約金額の 50% を超える業務」) については、契約①と②を合算した「<u>事業費全体</u>」の 50%以下に収まる範囲内であれば差し支えありません。</p> <p>ただし、仕様書「9. (2)」で「契約の主たる部分」として定めている他の項目 (イ：企画判断などの統轄的かつ根幹的な業務、ウ：指名停止措置を受けている者等への委任) に該当する再委託は、認められませんので、十分ご注意ください。</p>